

発議第 7号

J R北海道への経営支援を求める意見書の提出について

このことについて、地方自治法第99条の規定により、裏面のとおり関係行政庁に提出するものとする。

平成28年12月14日 提出

提出者 江差町議会議員 小笠原 淳夫

賛成者 江差町議会議員 飯 田 隆 一
" " 室 井 正 行
" " 萩 原 徹
" " 塚 本 眞
" " 小 野 寺 眞
" " 小 林 くにこ

【提出先】衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、国土交通大臣

J R北海道への経営支援を求める意見書

11月18日、J R北海道は、現在の営業路線のおよそ半分となる10路線13線区を単独では維持が困難であると発表しました。

この路線のいずれかが廃止となれば、その地域の過疎化が促進され、地域の経済や住民の暮らしを破壊することになります。公共交通機関としての役割を放棄するものであるといわざるをえません。

J R北海道は発足当初から、国の経営安定化基金により経営を維持しており、積雪寒冷地という気象条件もかさなり、設備の維持管理には多額の費用が必要です。

よって国においては、地域住民の日常生活に重要な移動手段である鉄道を北海道において公共交通機関としての役割を發揮できるように、J R北海道の経営が自立できるよう財政支援等を図るよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月14日

北海道江差町議会議長 打越 東亜夫